

令和4年第3回摂津市議会定例会

議案参考資料
(条例関係)

令和4年9月5日提出

摂 津 市

目 次

議案第 4 4 号	摂津市千里丘駅西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例制定の件	・ ・ ・	1
議案第 4 5 号	摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・ ・ ・	3
議案第 4 6 号	摂津市職員の退職手当に関する条例及び摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・ ・ ・	11

摂津市千里丘駅西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、摂津市千里丘駅西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和4年摂津市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（建築物の特例に関する許可の申請等）

第2条 条例第6条の規定による許可（以下「建築物特例許可」という。）を受けようとする者は、建築物特例許可申請書（様式第1号）の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書を添えて、これらを市長に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁及び垣又は柵の位置及び構造、土地の高低、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途、構造及び配置状況
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに開口部の位置
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置並びに外壁及び軒裏の構造及び仕上げの材料
2面以上の断面図	縮尺、建築物の床の高さ、各階の天井の高さ、軒の高さ、全体の高さ並びに床、内壁及び天井の仕上げの材料並びに軒及びひさしの出
その他市長が必要と認める図書	市長が必要と認める事項

2 市長は、建築物特例許可をしたときは、建築物特例許可通知書（様式第2号）に、前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、当該申請をした者に通知する。

3 市長は、建築物特例許可をしないときは、建築物特例許可をしない旨の通知書

(様式第3号)に、第1項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、当該申請をした者に通知する。

(公聴会)

第3条 市長は、建築物特例許可をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出席を求めて公聴会を開催するものとする。

2 市長は、前項の規定により公聴会を開催する場合においては、建築物特例許可に係る建築物の建築の計画並びに公聴会の開催の日時及び場所を公聴会の日の3日前までに公示する。

3 公聴会の議長は、市職員のうちから市長が指名する。

4 公聴会に出席した者は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

5 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を乱し、又は不穏当な言動をした者を退場させることができる。

6 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した記録を作成しなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、公聴会に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、建設部長が定める。

附 則

この規則は、令和4年 月 日から施行する。

様式 略

摂津市職員の育児休業等に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 略</p> <p>(ア) その養育する子(法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 略</p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 略</p> <p>(ア) その養育する子(法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び<u>引き続き採用されないことが明らか</u>でない非常勤職員</p> <p>(イ) 略</p> <p>イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p>

員(その養育する子が 1 歳に達する日(以下「1 歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業

(ア) その養育する子が 1 歳に達する日(以下「1 歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第 2 条の 3 第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。))において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第 3 号に掲げる場合に該当して当該子の 1 歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 略

(1)・(2) 略

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるもの)にあっては、当該任期の末日の

(法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 略

(1)・(2) 略

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日と

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号

された日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 略

(法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるもの)にあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ 略

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

- (1) 略
- (2) 略

(法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める期間)

第 2 条の 5 法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める期間は、57 日間とする。

(法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情)

第 3 条 略

(1)～(4) 略

(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3 月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした

(1) 当該非常勤職員が当該子の 1 歳 6 か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) 略

(3) 略

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の 1 歳 6 か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情)

第 3 条 略

(1)～(4) 略

職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(6) 略

(7) 略

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年条例第13号。以下「給与条例」という。)第23条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、

(5) 略

(6) 略

(7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年条例第13号。以下「給与条例」という。)第23条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、

当該基準日に係る期末手当を支給する。

- 2 給与条例第 24 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)のうち、基準日以前 6 箇月 以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して 1 年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第 11 条 略

(1)～(5) 略

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3 月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(7) 略

当該基準日に係る期末手当を支給する。

- 2 給与条例第 24 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)のうち、基準日以前 6 か月 以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して 1 年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第 11 条 略

(1)～(5) 略

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3 月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(7) 略

摂津市職員の退職手当に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。<u>第10条第2項において「勤務日数」という。)</u>が18日(1月間の日数(摂津市の休日を定める条例(平成2年摂津市条例第16号)第2条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。))が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。<u>第10条第2項において「職員みなし日数」という。)</u>以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部</p>

(失業者の退職手当)

第10条 略

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。

(1)・(2) 略

分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(失業者の退職手当)

第10条 略

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1)・(2) 略

3~17 略

3~17 略

摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(期末手当)</p> <p>第 15 条 略</p> <p>2 前項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 <u>6 箇月</u> 以内の期間において勤務した期間(規程で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 16 条 略</p> <p>2 前項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 <u>6 箇月</u> 以内の期間において勤務した期間(規程で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第 20 条 略</p> <p>2 前項の退職手当は、会計年度任用職員(地方公務員法第</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 15 条 略</p> <p>2 前項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 <u>6 か月</u> 以内の期間において勤務した期間(規程で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 16 条 略</p> <p>2 前項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 <u>6 か月</u> 以内の期間において勤務した期間(規程で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第 20 条 略</p> <p>2 前項の退職手当は、会計年度任用職員(地方公務員法第</p>

22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員に限る。)のうち常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日(勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が 18 日以上ある月が引き続いて 6 月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものが退職した場合に支給する。

3 略

22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員に限る。)のうち常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日(勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が 18 日(1 月間の日数(摂津市の休日を定める条例(平成 2 年摂津市条例第 16 号)第 2 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。))が 20 日に満たない日数の場合にあつては、18 日から 20 日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)以上ある月が引き続いて 6 月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものが退職した場合に支給する。

3 略